

第5章 活用計画

建造物およびその他の建造物、またこれらと一体となり戸定邸の価値を構成している国指定名勝庭園を含む計画区域全体の公開活用を図るための方針を定める。

なお、事業や調査・研究の進捗に合わせ、具体的な内容を更新する可能性がある。

第1 公開その他の活用の基本方針

1. 公開の現状

建造物は、国指定名勝である「旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）」（以下、庭園）と共に一般公開されている。

建造物と庭園のいずれも、松戸市のホームページ上で、VR を公開しており、非公開範囲の台所棟二階の女中部屋も見ることができるようになっている。

建造物と庭園の活用詳細は、以下に記載する。

（1）建造物

公開範囲においては、毎日 10 時から 15 時までの間、30 分間隔で松戸シティガイド※による案内が行われており、非公開範囲の一部については不定期に公開されている。また、建造物内では人生儀礼（成人式、七五三、結婚式）の記念撮影が可能であり、芸術祭やコンサート会場としても活用されている。

主に受付、清掃の外部委託業者、松戸シティガイドの控室として利用されている部屋は、非公開範囲となっている。また、内蔵と台所棟二階の女中部屋は、安全性の観点から非公開としている。

※松戸シティガイドとは、一般社団法人松戸市観光協会に所属している観光ボランティアで、主に戸定邸を中心とした活動を行っている。

（2）庭園

表座敷棟の南側に位置する書院造庭園は、通常は建造物内からの見学のみだが、「戸定の日」（毎月 10 日、20 日、30 日）には、表座敷棟から降りて見学することができる。「戸定の日」以外では、人生儀礼（成人式、七五三、結婚式）の際に、当日窓口への申告によって書院造庭園に降りての記念撮影を許可している。

東屋庭園を含む、その他の名勝指定区域は、戸定が丘歴史公園の開園時間内に立入りが可能となっている。

2. 活用の現状と課題

建造物から過去を学び、それを現代さらに未来に活かすことを目的に、多様な人々へ建造物の文化財としての価値と魅力を守りながら伝え、より安全・快適に建造物を見学できるような活用事業の実施を目指す。そのために、建造物の保存や建物・庭園・一体となって価値を形成する物件の復原、計画区域内の整備は必要不可欠な要素である。この観点をふまえて、建造物の活用に際し、必要と考えられる対応や現状で考えうる主な課題点を以下に列記する。

① バリアフリー

〔現状〕

歴史館内と戸定が丘歴史公園で利用できる車椅子の貸出を行っている。
車椅子使用者用駐車場、多目的トイレ（歴史館内）がある。

〔課題〕

建造物および書院造庭園への車椅子による立入りができない。車椅子を使用する見学者やその他の困難を抱える見学者が安全に建造物内を見学できるように配慮する必要がある。

② 廊下に敷かれた絨毯の取扱い

〔現状〕

使用者の間を除く廊下には板に接着剤で貼り付けられた絨毯が敷かれており、部分的に染みが浮き出ている。また、「戸定の日」（毎月10日、20日、30日）には、表座敷棟南側から書院造庭園へ降りられることから、特にこの部分の絨毯の劣化が著しい。

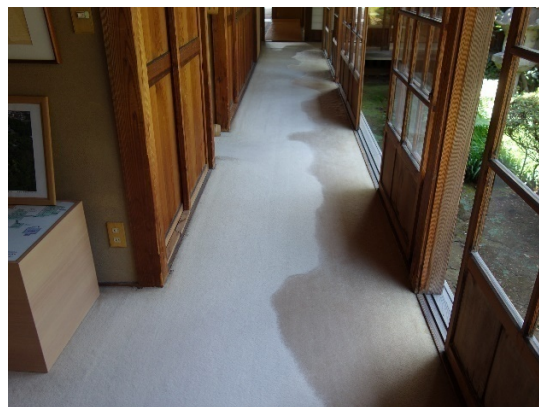
〔課題〕

絨毯は冬場の寒さ対策の一環にもなっているが、接着剤で貼り付けられているため板が傷む原因となっている。建造物の部材の保護を前提とした取扱い方法を検討する必要がある。



表座敷棟（南面）

絨毯には接着剤が使用されている



渡り廊下棟（西を見る）

廊下の絨毯に染みが浮き出る、この場所は雨戸を閉めない

③ 寒暖への対応状況

〔現状〕

建造物内には、玄関棟会計室（現在は受付）・執事室（現在は来館者用休憩室等に利用）および台所棟小使室（現在はスタッフ控室）に空調が設けられている。

〔課題〕

現代の気候に対応した暑さや寒さ対策など、文化財の保護を前提としながら、最低限の利便性を取り入れる必要がある。または、代替案による対処を検討するなど、バランスのよい整備が必要となっている。

④ トイレの設置状況

〔現状〕

見学者が敷地内で常時利用できるトイレは、建物内（渡廊下棟）に1か所、歴史館内に1か所、屋外に1か所の計3か所に設けている。

〔課題〕

近年、社会科見学やイベントなど、特に大人数が利用する際や、見学者の増加によりトイレの不足が指摘されている。そのため、見学者が快適に見学できるよう、計画区域内で適切な場所に拡充することが求められている。

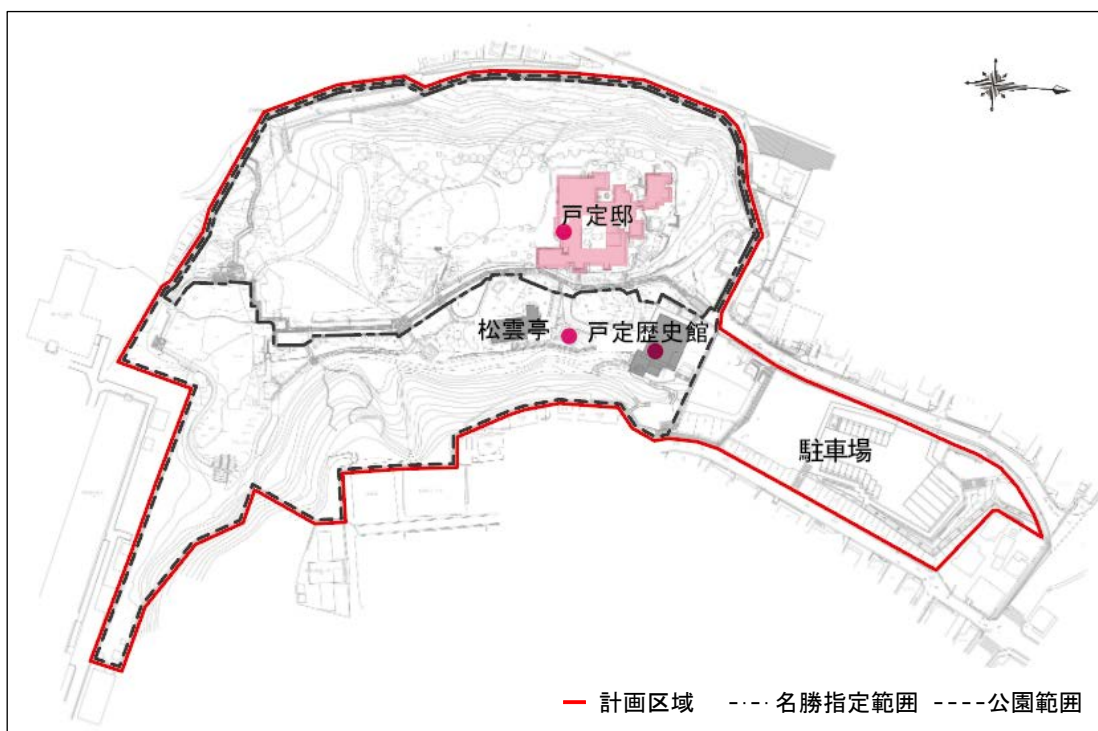


図5-1 トイレの位置（多目的トイレは戸定歴史館のみ設置、松雲亭内のトイレは施設貸出利用者のみ利用可能）

第5章 活用計画



建物内（渡廊下棟）のトイレ



戸定歴史館内の多目的トイレ



屋外トイレ

第5章 活用計画

⑤ 外国人観光客への対応

〔現状〕

8言語に対応したパンフレットの配架を行っている。また、建造物内の10か所に設置されている解説板のQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、8言語での解説の視聴が可能である。

松戸シティガイドが予約制で英語および中国語によるガイドを実施している。

〔課題〕

パンフレット・解説板の対応言語の加除、解説板の内容の更新・増設も検討する必要がある。また、外国語対応が可能な松戸シティガイドの後継者育成が必要となっている。



受付に配架されている8か国語対応のパンフレット 各所に設置しているQRコード

⑥ 庭園解説の充実

〔現状〕

松戸シティガイドにより、建造物のガイドをする一連の流れで庭園解説が建造物内から行われている。また、歴史館職員による庭園の解説を不定期で実施している。

〔課題〕

建造物と庭園が一体となった価値や魅力を伝えることができるガイドや歴史館職員による庭園解説の機会を設けることが望ましい。加えて、庭園についての解説板の設置やホームページに解説動画を掲載するなど情報発信の強化を検討する必要がある。

第5章 活用計画

3. 公開活用の基本方針

(1) 目的

建造物の文化財としての価値と魅力を守りながら、過去を学び（方針 A）、現在にそれを活かし（方針 B）、さらなる未来へ向かって（方針 C）、時代の変化に対応した文化財の役割を創出する。

庭園については、庭園の保存活用計画によることとする。

(2) 方針

戸定邸が有する価値に基づき、方針 A～方針 C の 3 つに分け、それぞれについて公開活用の方向性および実施例を記載する。

表 5-1 方針 A：過去から学ぶ

戸定邸の有する価値	公開活用の方向性	実施例
高台の景勝地に明治期徳川家の住居が現存している	<ul style="list-style-type: none"> ○徳川昭武の人生を知り、知識体験を深める。 ○戸定邸で生活した家族や勤務した職員をイメージさせる。 ○戸定邸を訪れた人々と徳川昭武の交流や建造物および庭園での過ごし方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建造物の一般公開。 ○歴史館での資料公開。 ○社会科見学、出前授業など学校教育との連携。 ○講演会、解説ツアーなどの開催。 ○解説板の設置、刊行物の頒布。 ○往時に近づける形での家具、建具等の設置を検討。
建造物としての独自性と希少性	<ul style="list-style-type: none"> ○戸定邸ならではの設計、建築意図の解明を目指す。 ○明治期～現代の戸定邸の変遷過程を解明し理解する。 ○明治維新により権力の座を離れた人物の生活や価値観を読み解く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史館が主体となって調査研究を継続。 ○他機関、有識者等と連携し、より専門性の高い調査研究を実施。 ○調査研究の成果を建造物内の解説板や歴史館の展示にて発信する。

第5章 活用計画

表5-2 方針B：現代に活かす

戸定邸の有する価値	公開活用の方向性	実施例
先人が総合プロデュースした場の特性に学び護りながら、新たな文化財の役割を創出する	○時間と光、天候の移ろいを感じながらくつろぐ空間の維持。	○戸定邸庭園の保存活用計画に則った整備。 ○書院造庭園の限定公開。 ○都市計画、街区開発など、周辺環境も含めた景観の維持に努める。
地域とのつながり	○人生儀礼、地域文化との関連性を持たせる。	○七五三、成人式、結婚式などでの記念撮影、前撮りへの優遇措置を実施。 ○公民館として使用されていた時代の資料寄贈等の呼びかけ、また当時の利用について聞き取り調査を行う。 ○松戸宿坂川献灯まつり、河津桜まつりへの協力。
時期や時間にとらわれないうち一期一会の空間を楽しむ	○市民・見学者とのつながりを深め、戸定邸および松戸市域への愛着を深める。	○市民ボランティアとの協働。 ○見学者とボランティアとの交流、情報交換。 ○地域団体主催事業への協力（松戸クリスマス音楽祭など）。 ○見学者の戸定邸に対する印象等のアンケート調査の強化。 ○見学者が撮影した戸定邸写真の展示。

第5章 活用計画

表5-3 方針C：未来への志向

戸定邸の有する価値	公開活用の方向性	実施例
戸定邸が経てきた固有の歴史	○歴史や建造物に根差した創作活動の推進（戸定アートプロジェクト）。	○オリジナル作品の展示（地域アーティスト等による戸定邸に根差した創作）。 ○地域団体と戸定歴史館のインスタレーション※（戸定さくら雛）。 ○国際アートフェスティバルの開催（他課主催事業への協力）。 ○主催コンサート等の実施。
戸定邸が未来にも残り続けること	○未来へ向けた価値の創出・シチズンシップ※の醸成。 ○文化財保存の意義と困難さの理解を深める。	○戸定邸保存活用計画の策定、戸定邸保存修理工事の計画・実施。 ○戸定邸保存修理工事までの調査の過程・結果や工事計画・様子がわかる展示の実施。 ○絵本や紙芝居による教育普及。

※インスタレーションとは、作品を単体としてではなく、展示する環境と有機的に関連づけることによって構想し、その総体を一つの芸術的空間として呈示すること。

※シチズンシップとは、市民性のこと。

第5章 活用計画

第2 公開計画

基本方針に基づき、公開計画を以下に記載する。

庭園の詳細については庭園の保存活用計画によることとする。

1. 公開範囲

(1) 建造物

建造物が竣工する明治17年(1884)から昭武が亡くなる明治43年(1910)まで(以下、昭武居住期)の建造物の使われ方の踏襲を基本とした、現在の公開・非公開範囲の設定を今後も継続する。

接客空間および生活空間は、未整備または管理用に使用している空間を除き通常公開範囲とし、管理空間は限定公開または非公開範囲とする。

表5-4 建造物の公開範囲

	当初の機能	建物名	方針
通常公開範囲	接客	玄関棟 (表玄関、寄付、玄関の間、使用者の間など)	○基本的に現状と同様。 ○公開範囲のうち、見学者の安全確保のため、立入禁止としている部分は、今後の工事により安全性が確保されたうえで公開を検討する。
	接客	渡廊下棟	
	接客、生活	表座敷棟	
	生活 (一部接客)	離座敷棟	
	生活	中座敷棟	
	生活	奥座敷棟	
	生活	湯殿	
限定公開範囲	生活	台所棟二階の女中部屋	○基本的に現状と同様。 ○安全面から非公開としているが、日数・人数制限を設け、ガイドの付き添いにより見学できることとする。
	管理	内蔵	
非公開範囲	接客、生活	表座敷棟 (5畳間と南東の縁など、納戸、便所※使用不可)	○基本的に現状と同様。 ○調査・研究や整備が不十分であるため非公開範囲とする。
	生活	湯殿棟(焚口、物置)	
	生活 (一部接客)	離座敷棟(便所※使用不可)	○調査・研究や整備が進んだ場合、公開の是非や公開方法を検討する。
	接客	渡廊下棟(納戸)	○基本的に現状と同様。 ○管理・運営および見学者の安全確保のため非公開範囲とする。 ○公開の是非を考慮したうえで内部の様子や使用部材がわかる写真パネルを設置するなど適切な公開方法を検討する。
	管理	台所棟	
管理	玄関棟 (会計室・執事室※受付・関係者の控室などに使用)		

第5章 活用計画

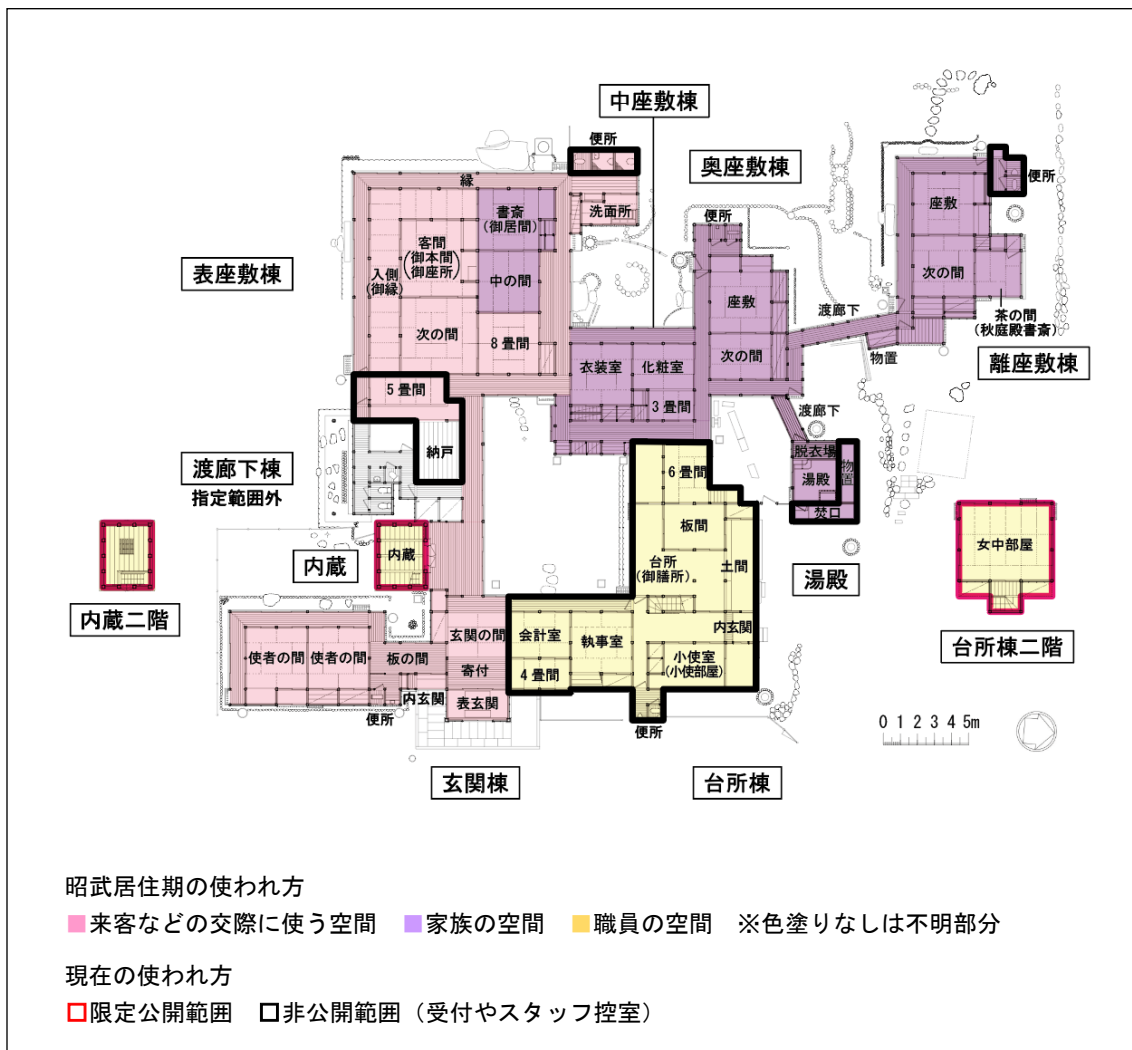


図5-2 公開範囲 (昭武居住期の使われ方と現在の使われ方の重ね合わせ)

第5章 活用計画

(2) 庭園

基本的に現状と同様とする。今後の調査・研究の進展により、復元未整備である庭園の復元整備が実施された場合、通常公開や限定公開、庭園に降りての見学を可能とすることを検討する。

表5-5 庭園の公開範囲

		範囲	方針
通常公開	復元整備済	○東屋庭園 通常は建物内からの見学のみ ○書院造庭園	○基本的に現状と同様。
	復元未整備	○前庭（玄関前） 建物内からの見学のみ ○使者の間庭 ○離座敷庭 ○中庭（玄関棟） ○中庭（奥座敷棟） ○御居間前	○基本的に現状と同様。 ○今後、庭園の調査・研究の進展により復元整備が行われた場合は、庭園に降りての見学を可能とすることも検討する。
限定公開	復元整備済	○書院造庭園	○基本的に現状と同様。 ○「戸定の日」（毎月10日、20日、30日）に、表座敷棟から庭園に降りて見学が可能。
公開対象外	復元未整備	○中庭（湯殿） ○台所棟（北） ※建物内から眺めることは可能	○基本的に現状と同様。 ○昭武居住期に来客や家族が観賞する庭園ではなかったと考えられ、実用ではない。また、復元整備もされていないため公開対象外とする。 ○今後の調査・研究の進展により、庭園としての価値が解明され、復元整備が行われた場合は、通常公開または限定公開とすることを検討する。

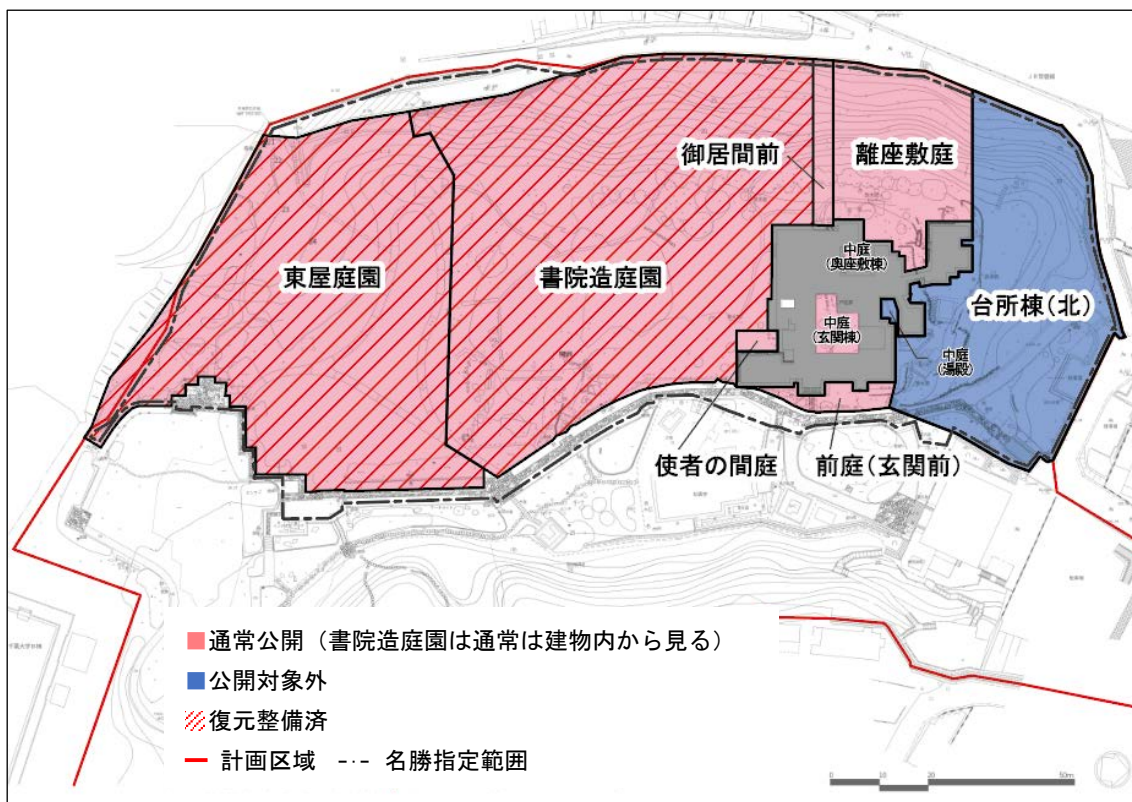


図5-3 庭園の公開範囲

通常公開

復元整備済



東屋庭園



書院造庭園

復元未整備



前庭（玄関前）



使者の間庭



離座敷庭



中庭（玄関棟）



中庭（奥座敷棟）

限定公開



書院造庭園

公開対象外



中庭（湯殿） 建物内からは見える



台所棟（北）

第5章 活用計画

2. 関連資料等の公開

建造物や庭園をみただけではわからない、戸定邸の価値や魅力を作り上げている背景となる資料を公開する。見学者が戸定邸に興味を持ち理解を深められるよう考慮し、関連資料などの公開の方針と実施例について以下に記載する。実施例には現在すでに実施しているものも含む。

表5-6 関連資料等の公開（予定）

方針	実施場所	実施例
戸定邸そのものを知る	建造物	① 昭武居住期～徳川家居住期に建造物内や庭園に置かれていた家具や調度品、書画のレプリカの展示
	歴史館	② 戸定邸が写された古写真の展示（建造物内で参考展示）
		③ 昭武居住期～徳川家居住期に建造物内や庭園に置かれていた家具や調度品、書画の展示
		④ 戸定邸と近世の大名屋敷や明治期の華族の邸宅とを比較して、戸定邸についての理解を深める展示
	建造物 歴史館	⑤ 戸定邸の建築過程や増改築等についての展示
		⑥ 建造物に使用されている木材や建具についての展示
徳川昭武を中心とし、その家族や親族、関係する人々を知る	歴史館	① 松戸徳川家資料やその他館蔵資料による徳川昭武とその家族や親族、関係する人々の生涯や関係を知る展示
		② 他の博物館施設等に所蔵される関係資料を借用し、館蔵資料だけでは知りえない情報を知る展示
	建造物 庭園	③ 徳川昭武と母秋庭が戸定邸で育てた植物の栽培・展示
	建造物 歴史館 庭園	④ 徳川昭武と母秋庭が戸定邸で行った趣味を知る展示（方針①に関連）
建造物、庭園、景観の価値を一体として理解する	歴史館	① 庭園を有する同時代の華族の邸宅との比較をする調査・研究と展示
	建造物 歴史館	② 海外の庭園との類似点や相違点を探る調査・研究と展示
		③ 戸定邸の立地や景観上の特徴・意図を理解する調査・研究と展示
	建造物 歴史館 庭園	④ 建造物、庭園、景観の古写真の展示

第3 活用基本計画

1. 計画条件の整理

(1) 関連計画

- 松戸市総合計画
- 松戸市都市計画マスタープラン
- 松戸市景観計画
- 松戸市緑の基本計画
- 名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画
- 千葉県文化財保存活用大綱
- 松戸市文化財保存活用地域計画
- 松戸市戸定歴史館消防計画

(2) 関係法令

- 文化財保護法
- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市公園法
- 景観法
- 消防法

2. 建築計画

(1) 平面計画

徳川昭武が建造物を建築した当初とほぼ同様に、接客空間〈表〉、生活空間〈奥〉、管理空間の3つの空間に分ける。

1) 通常公開範囲

徳川昭武の接客空間および昭武とその家族の生活空間を基本的に通常公開範囲とする。

① 表座敷棟 —接客空間と昭武の生活空間が一体となった空間—〈表〉

最も格式が高く、賓客を迎え入れ、書院造庭園を望む客間などの接客空間と、昭武が居室として使用し、西側に富士山を望むことができた書斎などの生活空間の一部が同一棟内にある。入側で来客が飲食をしている古写真も残されている。

武定が暮らした昭和期には、書斎は武定夫人の部屋で、中の間は子供たちの寝室となりベッドが置かれていたと伝わる。部屋の四隅には、蚊帳を吊ったと推察される金具が残っている。8畳間は武定夫妻の寝室であったと伝わる。

光が差し込み奥行のある入側や縁があり、南西に広がる庭園や遠景を眺められるなど、明るく開放感のある空間になっている。



晴天時は西側に富士山を望むことができる 戸定邸での宴会（徳川武定他）松戸市戸定歴史館所蔵

② 玄関棟（表玄関、寄付、玄関の間） —来客を迎え入れるための空間—〈表〉

表門をくぐり、寒水石の大きな沓脱石のある表玄関から、寄付を経て、玄関の間へ入る徳川家や来客の動線を体感することができる。

玄関の間からは、やや正面に中庭（玄関棟）が目に入る。

中庭（玄関棟）は、今後の調査により、作庭当初の姿に復元整備できる可能性がある。



表玄関



渡り廊下から見える中庭（玄関棟）

③ 玄関棟（使用者の間） —序列を意識した空間—〈表〉

使用者の間には、表玄関の南脇にある内玄関から入る。徳川家や来客のための表玄関と異なり、内玄関は家職や来客の従者が使用するもので、その使い方の違いを知ることができる。

使用者の間からは使用者の間庭を眺めることができる。

使用者の間は、昭和21年（1946）に戸定邸から移築され、行方がわからなくなっていたが、平成8年（1996）に千葉県印西市で現存が確認された。平成10年（1998）に現在地に移築復原されているため、戸定邸の建造物の変遷や、復原の手法など、建造物を残し将来へ伝えていく重要性を伝える。



使用者の間



使用者の間から使用者の間庭を見る

④ 渡廊下棟 —玄関と表座敷棟をつなぐ空間—〈表〉

棟の北側に中庭（玄関棟）を眺めながら表座敷棟へと向かう廊下となっている。

棟の南側には、昭和10年（1935）に既存の建物を一部解体・改造した場所に新館が新築されたが、昭和19年（1944）に目黒区へ移築された。使用者の間の移築と同様に、戸定邸の変遷の履歴である新館の増改築や移築を伝えることができる空間になっている。

中庭（玄関棟）は、今後の調査により、作庭当初の姿に復元整備できる可能性がある。



現在の渡り廊下棟



戸定邸新館 松戸市戸定歴史館所蔵

⑤ 離座敷棟 —秋庭のための特別な空間—〈奥〉

南西に面して開口部があり明るい空間になっている。二方に開口部が設けられている棟は、表座敷棟と離座敷棟のみである。

当初は昭武の生母・秋庭の居室であり、大正10年（1921）に秋庭が亡くなった後は、奥女中の居室として使用された。昭和26年（1951）に戸定邸が松戸市に寄贈された後は、武定夫妻の居室として使用されていた。かつては北側から筑波山を望むことができたという。

座敷の円窓など数寄屋造の要素が最も強く、茶の間の根柢の一枚板の天井など、表座敷棟に次いで希少材が多く用いられた部屋である。また、秋庭は万年青を育てており、棟の北側にあった万年青室や部屋に万年青を並べた古写真や室礼がわかる古写真と比較して見ることによって、秋庭の生活の様子を感じることができる。

棟北西の離座敷庭は、今後の調査により、作庭当初の姿に復元整備できる可能性がある。



戸定邸離座敷床の間 1898.5.8 徳川慶喜撮影
松戸市戸定歴史館所蔵



「秋庭と万年青」 1901.5.17 徳川厚撮影
松戸市戸定歴史館所蔵

⑥ 中座敷棟 一家族（子ども）の生活空間—〈奥〉

三方に廊下が廻り、太陽光があまり入らない空間である。当初の用途は明確ではないが、明治20年代以降は、昭武の子女の部屋として使用された可能性が高い。

衣装室のみ長押があるが、2部屋とも釘隠しがなく、部屋境に欄間がないため、〈表〉の空間との違いを体感できる。

棟西側の中庭（奥座敷棟）は、今後の調査が進み復元整備が実施された場合、見学者が庭園の使い方を知り、その眺望を楽しむことができる場となる可能性がある。



化粧室から衣装室を見る



衣装室から中庭（奥座敷棟）を見る

⑦ 奥座敷棟 一家族（妻）の生活空間—〈奥〉

一方にしか主な開口部がないが、開口部が南向きのため比較的明るい空間となっている。

昭武の2番目の妻・八重の居室であり、また昭武が就寝していた部屋と推測される。昭和12年（1937）に八重が亡くなった後は、奥女中の裁縫室として使用されたという。

離座敷棟の座敷と同様に円窓があるが、長押と釘隠しがなく、部屋境に欄間がないため、〈表〉の空間との違いを限定的に体感することができる。

棟南側の中庭（奥座敷棟）は、今後の調査が進み復元整備が実施された場合、見学者が庭園の使い方を知り、その眺望を楽しむことができる場となる可能性がある。



次の間から座敷を見る



座敷から中庭（奥座敷棟）を見る

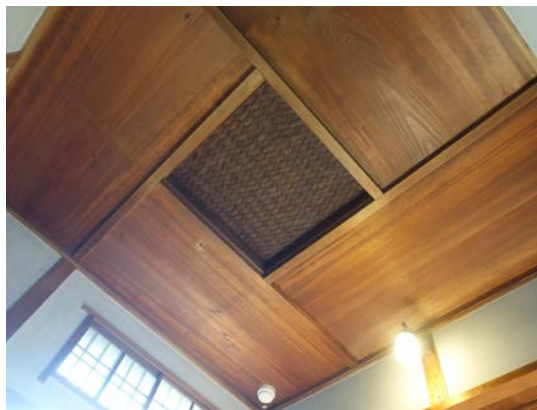
⑧ 湯殿 —生活空間— 〈奥〉

徳川家や来客専用の風呂場であり、その生活の一端を感じられる場所となっている。現在の浴槽や水道は昭武居住期のものではなく、松戸徳川家 2 代博武夫妻の結婚時の後補と推定される。

天井中央の網代組と、その周囲の一枚物の板を使用した回し天井は見どころになっている。



湯殿



天井中央の網代組と一枚物の板を使用した回し天井

2) 限定公開範囲

通常は、安全面を考慮して非公開としているため、日数・人数制限を設け、ガイドの付き添いによる見学の実施を検討するほか、VR を活用した公開の拡充を図る。

① 内蔵〈表〉

現在も長持などが置かれ、貴重な品々を保管していた様子を想像できる。

2階では、中央にある大きな檜の牛梁の迫力を感じることができる。



内蔵の入口



二階

② 台所棟二階の女中部屋〈奥〉

〈表〉の空間とは異なり、戸定邸で働いていた女中たちの生活の一端を感じられる。本来は眺望を楽しむための場所ではないが、中庭（玄関棟）と、建造物越しに書院造庭園を眺めることができる。



二階内部



室内から南側の書院造庭園を眺める

3) 非公開範囲

- ① 台所棟
- ② 玄関棟 (会計室・執事室)
- ③ 表座敷棟 (5 畳間と南東の縁など、納戸、便所)
- ④ 渡廊下棟 (納戸)
- ⑤ 離座敷棟 (便所)
- ⑥ 湯殿 (焚口、物置)

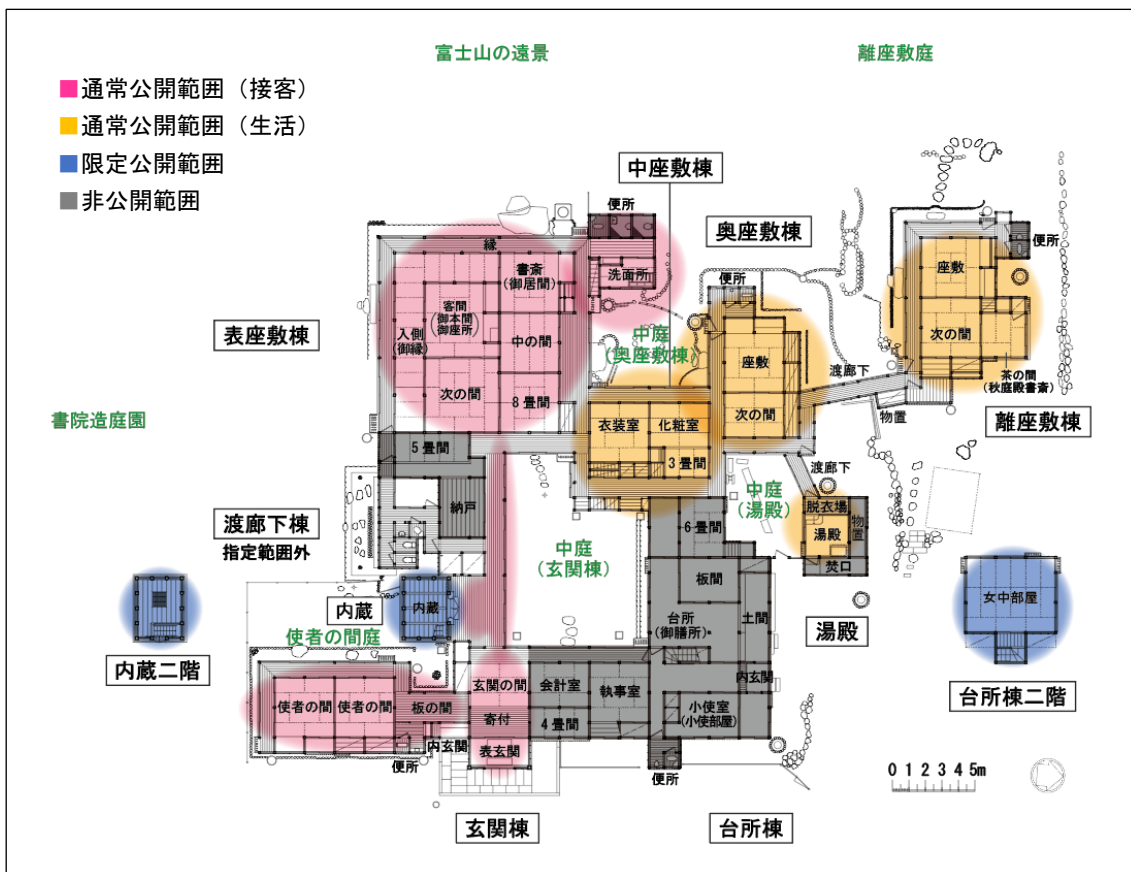


図 5-4 平面計画

第5章 活用計画

(2) 施設等整備計画

ここでは、建造物の公開活用に関する施設等の整備計画について記載する。

詳細については、今後適切な時期に、関係者とその必要性をよく検討し整備を決定する。

1) 公開活用に係る計画

① バリアフリー対策（対象は車椅子、高齢者）

建造物内のバリアフリー見学可能範囲は、玄関棟、内蔵棟、渡廊下棟、表座敷棟を想定し、来客が通り、また眺めた景色を体感できるよう検討する。表玄関は段差が高いため、見学者の安全性確保の必要から庭園を通り、昇降機を用いて表座敷棟から入るルートを検討する。また、表玄関および内玄関から使用者の間が近いため、使用者の間手前の板の間まで立ち入り可能とすることも検討する。

車椅子の利用にあたっては、廊下のほか畳や敷居も通行することになるため、棧や敷居、畳敷の上に裏面に滑り止めがついたマットを敷くなど、各部位が傷まないように対処し、車椅子が建具や柱などの木部にぶつからないよう十分に配慮する。加えて、畳の保護の観点から板敷である廊下や縁から表座敷棟内部の見学に限定することも検討する。建造物内で車椅子の動線が確保できない場合は、庭園からの建造物内見学とする可能性も視野に入れる。

また、バリアフリー対応を行う日数や対応するスタッフの増員・役割分担、見学する際の予約の要不要、雨天時の対応などを検討する。その他、当事者団体へのヒアリングの実施や、他施設の対応方法の調査により、バリアフリー対応の向上を図る。

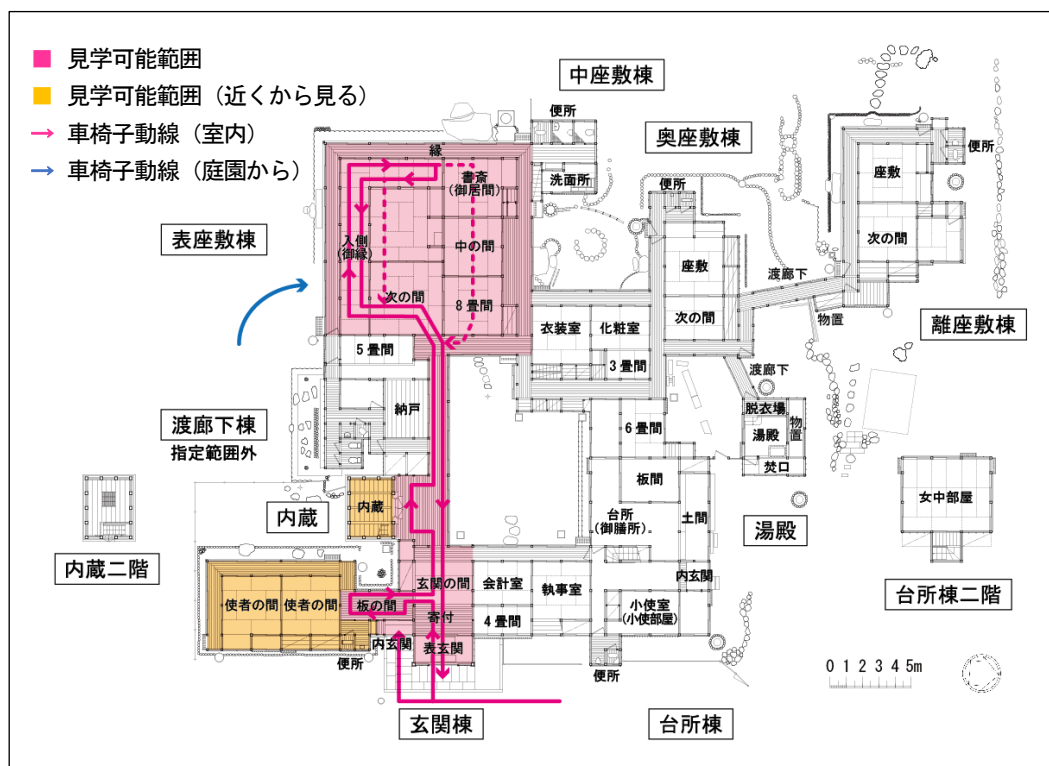


図5-5 バリアフリー動線（想定）

② 廊下に敷かれた絨毯の取扱い

絨毯は、冬場の足元の寒さ対策の一環にもなっているが、当初意図にないものである。そのため、今後の工事において、板を張り替える必要がある場合、絨毯の必要性を検討する。絨毯が必要と判断された場合は、湿気による床板の劣化予防のため、粘着性のものによらない敷き方を採用する。その場合、絨毯のシワ等による見学者のケガ防止の観点から、裏面に滑り止めが付いた絨毯を用いる等の配慮をする。

③ 暑さや寒さ対策

公開範囲について、見学者の体調面に配慮し、かつ文化財の保護に留意し、可動式の電気式ヒーターや扇風機などを必要最低数設置することを検討する。

設置にあたっては、歴史的空間に配慮した色彩や規模とし、配線や発熱など安全性に十分に配慮する。

④ トイレの拡充

建物内には、見学者が常時利用できるトイレ（渡廊下棟）のほか、展示用に便器を復原した使用できないトイレが2か所（玄関棟使用者の間、奥座敷棟）、近年の便器に更新されているトイレが2か所（表座敷棟、離座敷棟）ある。近年の便器に更新されているトイレについて、今後の調査により復原が可能なものは復原して展示する。復原が不可能なものは見学者用のトイレに整備することを、長期的な目標として視野に入れる。

また、見学者が快適に過ごせるよう、建物内のほか、建物外の計画区域内に設置することなども念頭に入れ、広い視点から適切な位置と規模による拡充を検討する。加えて、多目的トイレの新設も検討する。



復原されたトイレ（左・中央：奥座敷棟 右：玄関棟使用者の間）

第5章 活用計画

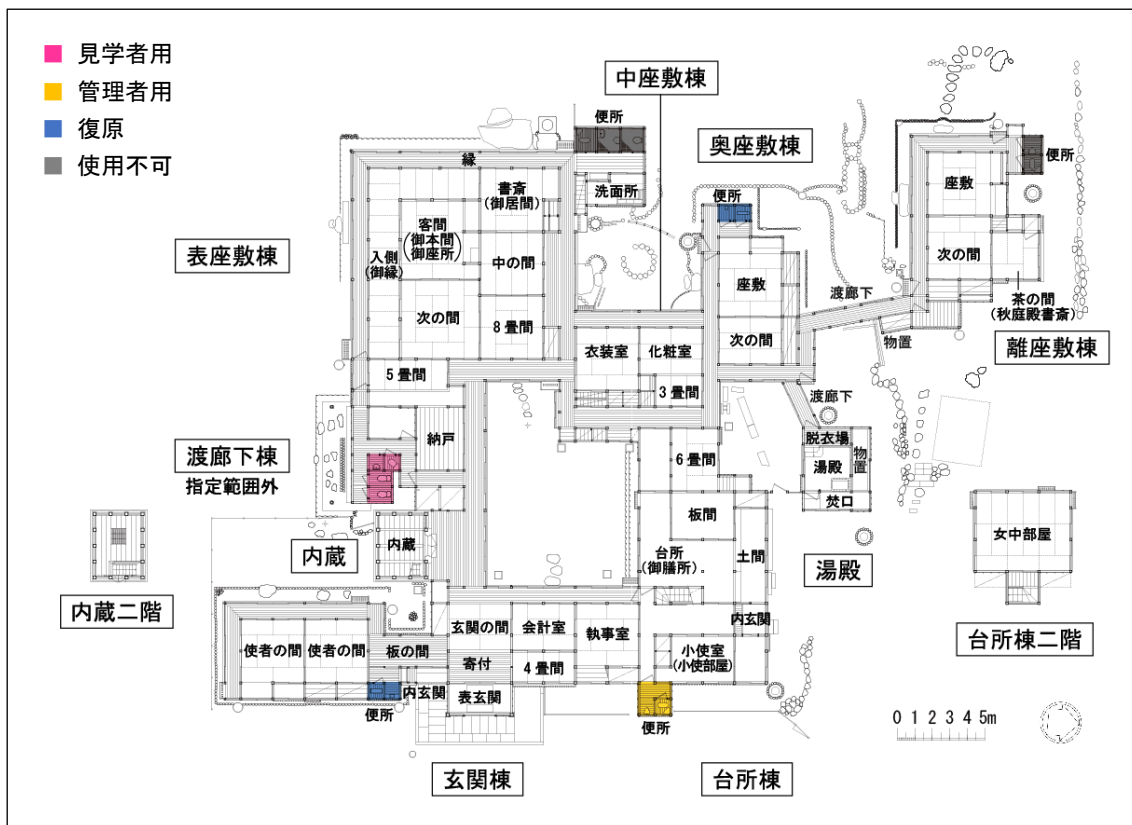


図5-6 トイレの位置

2) 展示資料、家具、事務機器などの配備にかかる計画

展示資料は活用計画を踏まえて設置する。

設置にあたっては、建造物の価値や空間を損なわないような形状にすることや、可動式のものとする。また、見学者のケガ防止のため、地震時に倒れることがないように設置する。

3. 外構および周辺整備計画

第3章 環境保全計画では環境保全に係る整備計画を記載したが、ここでは活用に係る整備計画を記載する。

未調査となっている庭園の調査および復元整備の推進

現在、東屋庭園と書院造庭園のみ復元整備されているため、その他の庭園についても、調査・研究を進め、庭園の整備目標である昭武居住期の姿に近づけ、見学者が建造物と庭園を一体のものとして捉え、その魅力と価値を感じられるようにする。

台所棟（北）については、戸定邸の導入部となる表門から建造物の表玄関に至るまでの動線から見える景観の作庭意図に基づき、現在使用していない水圧小屋や、消火設備の更新により不要となる屋外消火栓用のポンプ小屋などの撤去を検討する。同時に、必要に応じて、現在設置されている目隠し塀の部分的な撤去も検討する。

検討にあたっては、庭園調査を十分に行い、学術的に根拠のある整備を行う。

4. 公開活用における管理・運営計画

- 建造物と国指定名勝庭園を一体的に捉える必要があるため、関係部局との連携を密にし、効果的な公開活用方法を検討する。
- イベントは、建造物の価値を確実に保護するため、所有者である松戸市が主催するもののみ実施する。
- 状況に合わせ、適宜、関係者で意見交換を行い、管理・運営計画を更新する。

第4 実施に向けての課題

1. 建築的課題

①最低限の利便性を考慮した整備

前述した、暑さや寒さ対策など、文化財としての価値を守りながら、最低限の利便性を取り入れるか、または代替案により対処するかなど、バランスのよい整備が必要となる。

2. 公開活用における管理・運営の課題

① 調査・研究の進捗に合わせた整備

トイレの拡充や、庭園の復元整備は、十分な調査・研究結果に基づくことが必要であるため長期的な計画となる。そのため、一定の優先順位を付け、計画的に整備を推進していく必要がある。また、トイレの拡充にあたっては、配管の更新や設置が必要であるが、建造物や周辺樹木を損なわないよう地下の調査も実施しなければならない。

② 庭園解説の充実

現在、庭園に特化した解説が行われていないため、建造物と庭園が一体となった価値や魅力を伝える方法を検討する必要がある。庭園解説を実施する際には、松戸シティガイドとの役割分担などの調整も必要となる。

③ 外国人観光客への対応の充実

現在、8言語に対応したパンフレットの配架を行っているが、松戸市に居住する外国人の割合などを考慮しながら対応言語を増やす必要性について検討する。また、予約制の英語および中国語でのガイドを松戸シティガイドが実施しているが、外国語対応が可能なガイドの後継者育成が必要となっている。

解説板の内容の更新・増設については、建造物の雰囲気を損なわないようなデザイン・数を検討する必要がある。解説板のQRコードの読み取りに際しては、ネット接続環境確保が必要である。現在のWi-Fi設備を更新し、設置数および位置を再検討する。